

< 第 5 号議案 >

定款の変更（案）について

（提案理由）

当協会と一般社団法人日本介護支援専門員協会に入会する会員に関して、会員資格の有効期限が当協会は 2 年、日介協は 1 年と異なるため会員管理上で問題が生じているため、下記の定款変更を提案いたします。

一般社団法人沖縄県介護支援専門員協会定款新旧対照表

改正前の条文	改正後の条文
第 5 章 社員及び会員 (会員の資格の喪失) 第 15 条 社員及び会員が次の各号にのちに該当するに至ったときには、その資格を喪失する。 (1) 退会したとき。 (2) 本が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。 (3) 会員が介護保険法施行令第 35 条の 2 第 3 項の規定により、介護支援専門員名簿から削除されたとき。 (4) <u>2 年以上</u> 会費を滞納したとき。 (5) 除名されたとき。	第 5 章 社員及び会員 (会員の資格の喪失) 第 15 条 社員及び会員が次の各号にのちに該当するに至ったときには、その資格を喪失する。 (1) 退会したとき。 (2) 本が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。 (3) 会員が介護保険法施行令第 35 条の 2 第 3 項の規定により、介護支援専門員名簿から削除されたとき。 (4) <u>1 年以上</u> 会費を滞納したとき。 (5) 除名されたとき。 <u>附則</u> <u>この定款は、平成 22 年 5 月 15 日より施行する。</u>

参考資料

一般社団法人日本介護支援専門員協会 定款

第 3 章 会員及び社員

(会員の資格喪失)

第 1 2 条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正会員にあつては、介護支援専門員でなくなったとき。
- (4) 1 年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。